第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

【説明】

「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的としています。

自治の実現を図るため常に基本理念に照らし、原則と役割などを踏まえて、基本理念の達成に向けて、これからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿勢をこの条例の「目的」の表現に込めています。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　区民　区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。

(2)　公共サービス　公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。

(3)　区の行政機関　区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。

(4)　職員　次に掲げる者をいう。

ア　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの

イ　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

【説明】

ここでは、この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義しています。

「区民」…新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する者が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体が担い手となることが欠かせません。

この条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、本条例における区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、さらに、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体としました。

「公共サービス」…平成21年に「公共サービス基本法」が施行されました。この法律は、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざすものです。交通、福祉、教育など、欠かせない公共サービスはどうあるべきなのかの基本を定めるのが、この法律です。

ここで言う公共サービスは、国や地方公共団体による金銭やサービスの給付、規制、監督、助成、広報など、公共の利益を増やすための様々なことが含まれています。

検討連絡会議の様子

（基本理念）

第3条　区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。

2　区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3　区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

【説明】

まず、新宿区の自治を進めていく上での大前提として、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行うということを掲げました。

また、自治は、区民の自由な意思に基づいて、区民自らが検討し、決定し、進めていくものであることから、区民が主役の自治の実現を図ることを掲げるとともに、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するということを掲げました。

さらに、区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、他から干渉されることなく、区民の意思に基づいて自治を行うことから、確立した自治権を持ち、区民自治を基本に区政を推進することを掲げました。

（条例の位置付け）

第4条　区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

【説明】

この条例は、新宿区自治基本条例を新宿区の最高規範として位置付けています。

最高規範であるゆえんは、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであることと同様に、本条例が新宿区の自治の基本を定めたものであり、いわば、「わがまちの憲法」であるということを、ここで規定したものです。

第2章　区民

（区民の権利）

第5条　区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

2　区民は、公共サービスを受ける権利を有する。

3　区民は、区政に参加する権利を有する。

4　区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

【説明】

「区政に関する情報を知る権利」は、単に区政に関する情報を受け取るだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利をいいます。

「公共サービスを受ける権利」は、一般的に用いられている「行政サービス」ではなく、より広い概念として公共サービス基本法で定義されている「公共サービス」という用語を用いることとしました。

「区政に参加する権利」は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手として、また、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。

条例素案提出式の様子

「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」は、地域自治を推進していく上で、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」「情報を共有する」「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。学ぶことの重要さ、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるという認識から「学ぶ権利」について規定したものです。

（区民の責務）

第6条　区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

【説明】

新宿区には国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮らすまちです。

区民は、この地（区内）にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なことと、だれもが考えていることと思います。

さらに、もう一方で、地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を、区民の責務として盛り込みました。

第3章　議会等

（議会の設置）

第7条　区に区民の代表機関として、議会を置く。

【説明】

議会を置くことは、地方自治法に定められていることですが、本条は区民の代表機関として議会を置くことを規定しています。

新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体が、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わっていくことが重要です。

この条例は自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて代表権を包括的なものと捉えて、住民に限定せず、区民の代表機関として議会を置くとしました。

（議会の責務）

第8条　議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。

2　議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。

3　議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

【説明】

地方自治制度では、住民は首長と議員を直接選挙で選ぶことから、首長と議会という二元的な代表を持ちます。

議会は区民の代表機関として区長と対等の関係で、自治体の運営の基本的な方針を決定し、行政運営を調査、監視することを責務として規定しています。

また、議会は、自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行い、自治体の立法機関であることを高らかに謳うとともに、政策立案、政策提言により、さらに議会の活性化に努めることを責務として規定しています。

さらに、議会は、個々の議員としてだけではなく、議会全体として議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことを責務として規定しています。

（議員の責務）

第9条　議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。

2　議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

【説明】

区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを、自治基本条例として規定しています。

また、議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うことを規定しています。

第4章　区長等

（区長の設置）

第10条　区に区の代表として、区長を置く。

【説明】

区長の設置は議会の設置と同様に、地方自治法に定められていることですが、区の代表として区長を置くことを規定しています。

（区長の責務）

第11条　区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

【説明】

区長の責務として、区長は、選出された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しています。

（区の行政機関の責務）

第12条　区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2　区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

【説明】

区の行政機関は、都や国の行政機関に比べて、区民に最も身近な行政機関であることをしっかりと認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任の下、職務を執行するということを規定しています。

また、説明責任、情報共有の方法として、区民が区政の動きを的確に把握し、判断していくために、各種の情報は「分かりやすく」提供されてこそ意味があるということを規定しています。

（職員の責務）

第13条　職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2　職員は、区民に最も身近な地方政府